

令和7年3月7日

事業者 各位

公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部長

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

厚生労働省では平成30年6月、労働安全衛生規則等の改正が行われ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、平成31年2月1日より墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することを原則とし、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)を行う労働者には、特別教育の受講が義務付けられました。また、安全帯の規格改正による使用猶予期間も令和4年1月1日で終了となりました。

つきましては下記のとおり特別教育を実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

### 記

1. 日 時 5月23日(金)9:30~16:30 (着席は5分前、遅刻は失格になります)
2. 会 場 G-NETしが(男女共同参画センター)大ホール JR近江八幡駅より徒歩10分
3. 受付開始 3/18(火)8:30 FAX 先着順 (フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)
4. 締 切 申込み、入金とも開講日の10日前 (定員80名優先で締切になります)
5. 教育科目  
① 作業に関する知識 ② 墜落制止用器具に関する知識 ③ 実技(墜落制止用器具の使用方法等)  
④ 関係法令 ⑤ 労働災害防止に関する知識
6. 受講料 会員事業場 9,240円 非会員事業場 11,440円 (消費税、テキスト代込)  
\*受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)

(注1) 振込手数料は申込者の負担でお願いします。

(注2) 振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であればHPに専用の依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。

(注3) 現金の場合は、当支部までご持参願います。(要事前連絡)

(注4) 受講料は、各開講日の10日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください。

\*未入金の場合はキャンセル扱いとします。

7. 申込み方法 FAXでお申込みください。(受付開始日時をお守りください)
8. その他  
① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックしPDFに記載の内容に従って手続きしてください。受講の取消は開講日の1週間前まで、これ以降の取消は返金できません。受講者の変更は受講日の前日16:30まで受け付けます。  
② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。  
③ 当日の朝6時時点で、県内のいずれかに「特別警報」が発令されている場合は開講を中止とします。概要は当協会のホームページ ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上